

春日井市国民健康保険  
運営協議会資料

国民健康保険事業の状況について

平成30年7月26日 開催

# 目 次

1	被保険者等の状況	1
2	医療費の状況	3
3	保険税率等の状況	5
4	課税の状況	7
5	保険税の収納状況	9
6	特定健診等の実施状況	10
7	平成29年度国民健康保険特別会計決算見込	12
8	平成30年度国民健康保険特別会計予算	14

# 1 被保険者等の状況

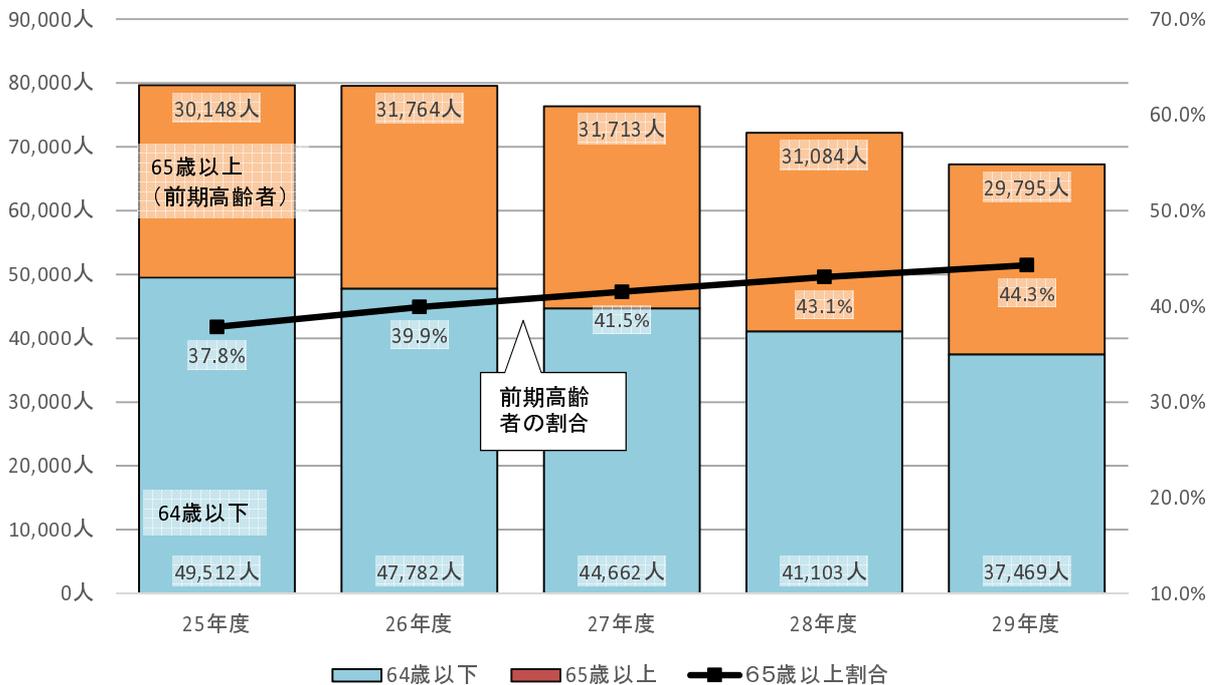
## (1)被保険者数・世帯数

被保険者の全体数は年々減少する一方で、一人当たりの医療費が高い65歳から74歳までの前期高齢者が全体に占める割合は増加をしている。

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年3月末
平均世帯数(件)	46,679	46,290	45,195	43,609	41,493	40,515
平均被保険者総数(人)	79,660	79,546	76,375	72,187	67,264	65,035
一般被保険者	76,291	77,056	74,526	70,978	66,589	64,590
うち前期高齢者	30,148	31,764	31,713	31,084	29,795	29,088
退職被保険者	3,369	2,490	1,849	1,209	675	445

※退職者医療制度は、高齢者医療制度創設に伴い平成26年度末に廃止されたが、26年度までに退職をした65歳未満の者を対象として制度を存続する経過措置がとられている。

### 被保険者数及び前期高齢者の割合



## (2)被保険者増減内訳

75歳に到達し、後期高齢者医療制度に移行する者が年々増加している。また、景気の影響や被保険者の適用範囲の拡大により、平成27年度、28年度は社会保険に移行する者が増加した。

(人)

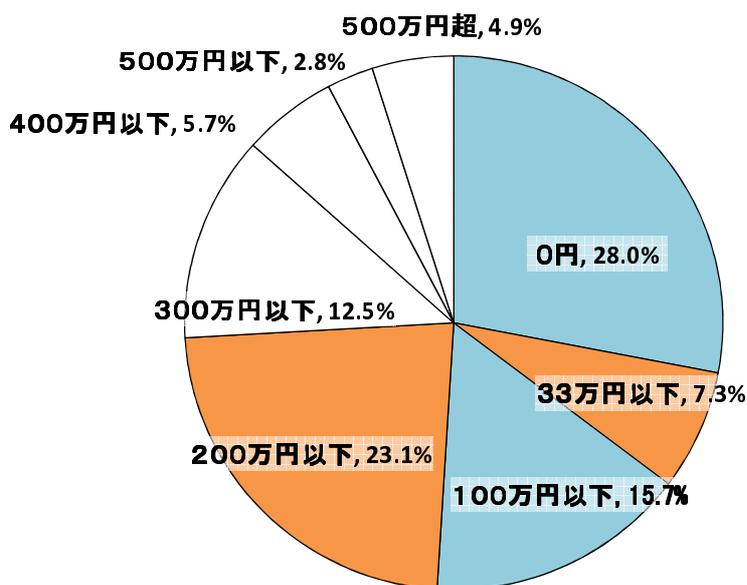
増		転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期離脱	その他※	計
	25年度	2,549	9,234	254	398	5	6,163	18,603
	26年度	2,479	9,520	218	372	3	2,625	15,217
	27年度	2,440	9,330	217	334	6	2,191	14,518
	28年度	2,235	8,818	221	313	9	2,235	13,831
	29年度	2,230	8,495	148	272	5	2,297	13,447
減		転出	社保加入	生保開始	死亡	後期加入	その他※	計
	25年度	1,996	8,381	416	560	2,591	3,305	17,249
	26年度	2,205	8,440	343	496	2,903	2,993	17,380
	27年度	2,331	9,442	282	422	3,306	2,366	18,149
	28年度	2,206	9,865	292	413	3,632	2,409	18,817
	29年度	2,122	8,965	260	373	3,380	2,544	17,644

※ 住登外者や、遡っての資格喪失など他の事由にあてはまらないもの

## (3)加入世帯の所得

所得200万円以下の世帯が全体の約4分の3を占めている。

加入世帯の所得階層別割合(平成29年度)



## 2 医療費の状況

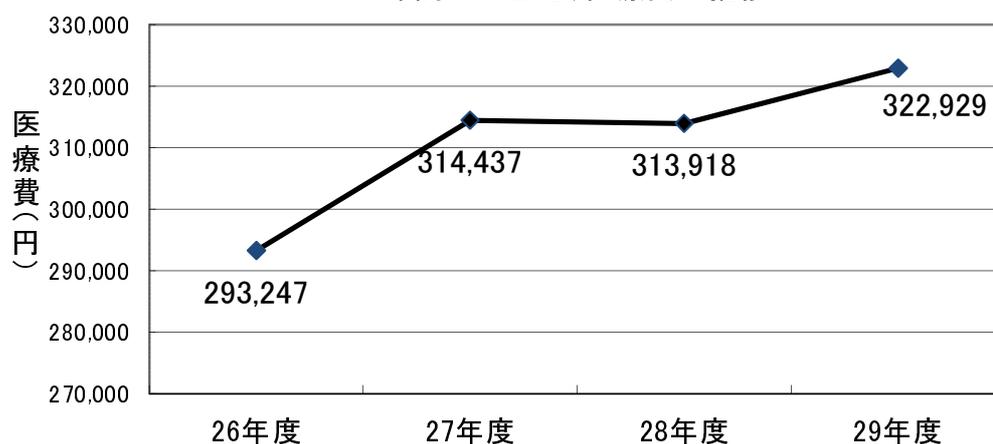
### (1) 医療費の推移

高額療養費総額や一人当たり的高額療養費は、医療技術の高度化や被保険者の高齢化によって増加傾向にある。ただし、被保険者数は年々減少しているため、平成29年度の総医療費は、前年比4.1%減少となった。

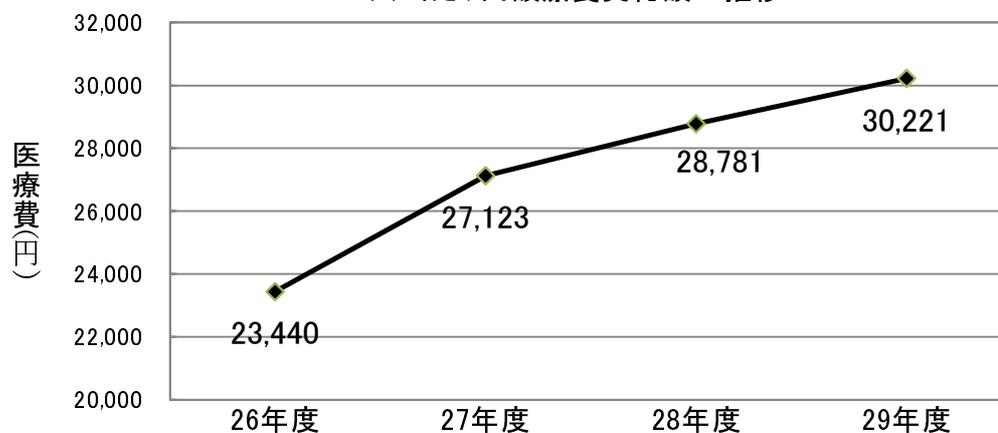
区 分	26年度		27年度		28年度		29年度	
	医療費	前年度比 (%)	医療費	前年度比 (%)	医療費	前年度比 (%)	医療費	前年度比 (%)
総医療費(百万円)	23,327	▲ 1.2	24,015	3.0	22,661	▲ 5.6	21,721	▲ 4.1
高額療養費総額(百万円)	1,865	0.0	2,072	11.1	2,078	0.3	2,033	▲ 2.2
1人当たり医療費(円)	293,247	▲ 1.1	314,437	7.2	313,918	▲ 0.2	322,929	2.9
1人当たり高額療養費(円)	23,440	0.1	27,123	15.7	28,781	6.1	30,221	5.0

※一人当たり医療費は、年度平均被保険者数を基に算出。

年間一人当たり医療費の推移

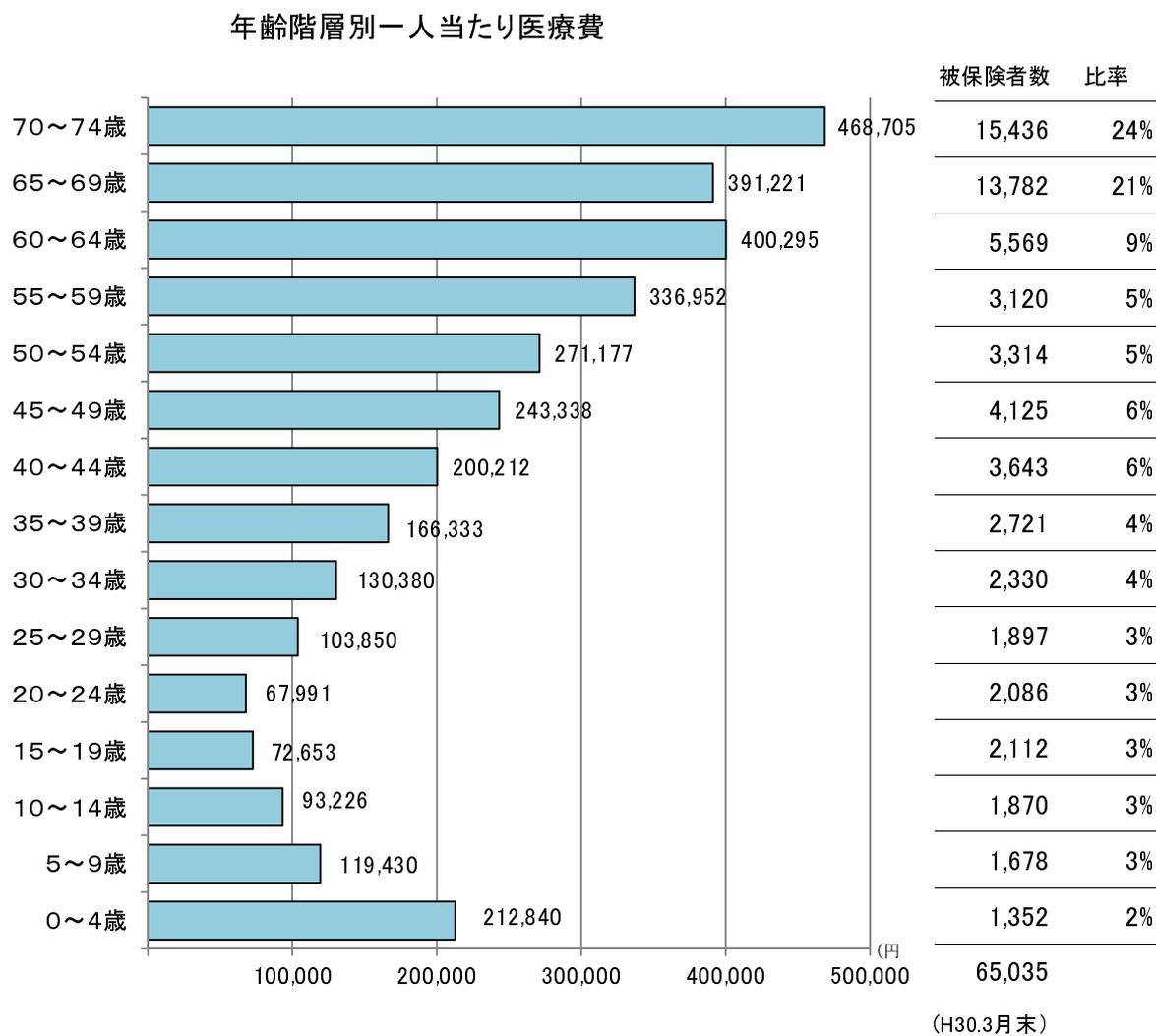


一人当たり高額療養費総額の推移



## (2) 年齢階層別の医療費

一人当たり医療費は、0歳から20歳代前半までは徐々に減少し、20歳代後半から徐々に増加。50歳代後半で30万円、60歳代では40万円を超え、70～74歳では47万円弱になっている。  
 なお、一人当たりの医療費が最も高い70～74歳は、最も低い20～24歳に比べて約6.9倍の額となっている。



### 3 保険税率等の状況

#### (1) 税率

国民健康保険財政運営の県単位化に伴い、今年度より医療保険分の資産割を20%から15%へ、平等割を25,100円から22,000円とする改定を行った。

区 分	税 率 等	改 定 時 期	
医療保険分	所 得 割	5.1%	平成25年度
	資 産 割	15.0%	平成30年度
	均 等 割	24,500円	平成25年度
	平 等 割	22,000円	平成30年度
	課税限度額	540,000円	平成29年度
後期高齢者 支 援 分	所 得 割	1.8%	平成25年度
	資 産 割	5.0%	平成20年度
	均 等 割	9,900円	平成25年度
	平 等 割	9,000円	平成20年度
	課税限度額	190,000円	平成29年度
介護保険 2 号 分	所 得 割	1.1%	平成25年度
	資 産 割	5.0%	平成12年度
	均 等 割	9,700円	平成25年度
	平 等 割	7,000円	平成25年度
	課税限度額	160,000円	平成28年度

※資産割: 土地、家屋に係る固定資産税額に税率をかけて算出する  
均等割: 被保険者1人当たりの定額  
平等割: 1世帯当たりの定額

#### (2) 減額

低所得者の負担軽減のため、次の条件を満たす世帯については、均等割及び平等割の減額が行われる。

減額判定所得

区 分	条 件	改 定 時 期
7割減額	33万円 以下	平成 7 年度
5割減額	33万円 + 27.5万円 × 被保険者数 以下	平成30年度
2割減額	33万円 + 50万円 × 被保険者数 以下	平成30年度

## ○ 国民健康保険税条例の保険税減額の規程の改正について

地方税法施行令の一部改正(平成30年政令第125号。平成30年4月1日施行)に伴い、国民健康保険税条例の保険税減額の規定を改定した。(第21条 平成30年4月1日施行)

国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額が軽減される低所得者の範囲を拡大するため、所得の判定基準額を引き上げる措置を講じたもの。

区 分		所 得 基 準
7割減額	改正なし	33万円 以下
5割減額	改正前	33万円+27万円×被保険者数 以下
	改正後	33万円+27万5,000円×被保険者数 以下
2割減額	改正前	33万円+49万円×被保険者数 以下
	改正後	33万円+50万円×被保険者数 以下

## 4 課税の状況

ここ数年は、課税限度額の引き上げはあったものの、低所得者に対する減額判定の対象額が拡大されたことや、被保険者数が減少していることから、調定額は減少傾向にある。

なお、平成30年度は医療保険分の資産割の率及び平等割の額を改定した影響が出ている。

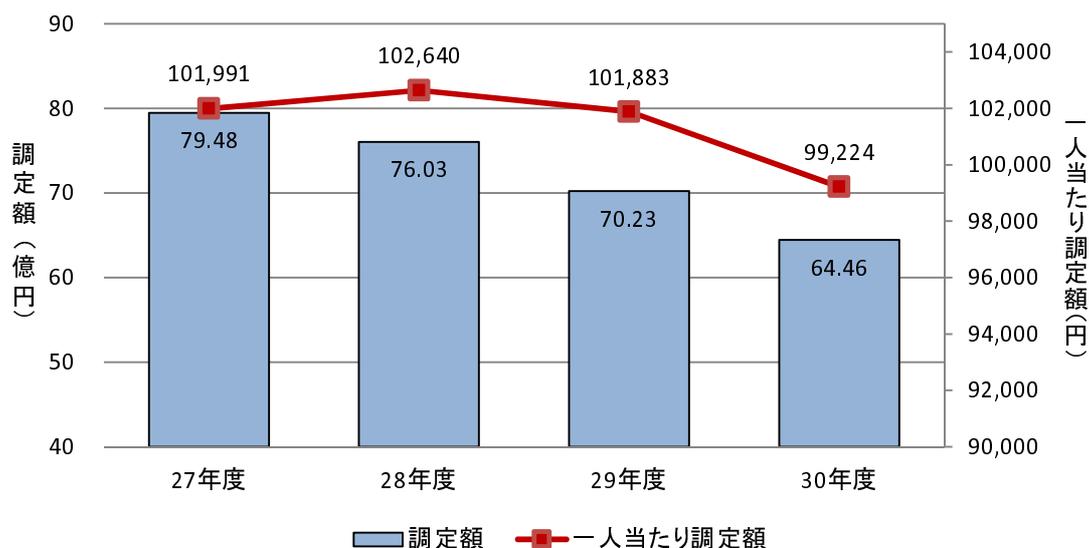
### (1) 課税状況

(単位:千円)

項目		27年度	28年度	29年度	30年度
応能割	所得割額	4,574,520	4,459,740	4,093,406	3,892,468
	資産割額	808,477	785,233	748,253	567,995
応益割	均等割額	2,991,882	2,844,990	2,648,548	2,487,041
	平等割額	1,660,937	1,609,505	1,523,422	1,332,990
合計額		10,035,816	9,699,468	9,013,629	8,280,494
限度額超過額		677,179	695,767	625,819	591,206
低所得者減額		984,134	956,114	927,300	870,965
その他の減額		426,768	444,411	437,287	372,760
調定額(6月1日現在)		7,947,735	7,603,176	7,023,223	6,445,563
1人当たり調定額(円)		101,991	102,640	101,883	99,224

※「所得割」欄から「平等割」欄は、特定世帯に対する減額を反映済。  
「その他減額」欄は、月割減額・失業者軽減額等。

調定額の推移



## (2) 限度額超過世帯数

	27年度	28年度	29年度	30年度
限度額	81万円	85万円	89万円	89万円
限度額超過世帯数	2,917世帯	2,568世帯	2,011世帯	1,882世帯
限度額超過世帯割合	6.4%	5.7%	4.7%	4.6%

※限度額は医療保険分、後期支援分、介護保険分の合計額

※限度額超過世帯数は医療保険分、後期支援分、介護保険分のいずれかを超過した世帯数

## (3) 減額世帯数

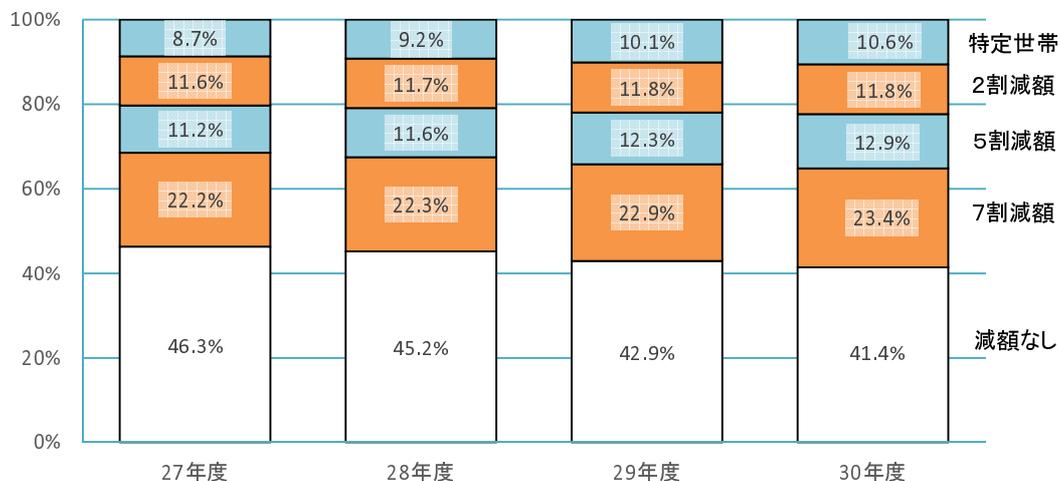
被保険者数の減少に伴い減額世帯数は減少しているが、減額対象の基準の改正や、後期高齢者医療制度へ移行する被保の増加に伴う特定世帯の増加により、減額世帯の割合が増加している。平成30年度では58.6%の世帯が減額対象となっている。

(単位: 件)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度
7割減額世帯	10,192	9,970	9,741	9,524
5割減額世帯	5,143	5,185	5,210	5,236
2割減額世帯	5,322	5,232	5,017	4,786
計	20,657	20,387	19,968	19,546
特定世帯 ※	3,991	4,115	4,308	4,304
合計	24,648	24,502	24,276	23,850

※ 国保から後期高齢者医療に移行した者(特定同一世帯所属者)と同じ世帯で、国保被保険者が1人の世帯。医療分と後期高齢者医療に係る平等割が5年間半額となる。

### 減額世帯の割合



## 5 保険税の収納状況

平成29年度の現年課税分については、被保険者の減少の影響により、調定額は7.5%の減少、収納額は7.0%の減少となった。また、収納率は前年度に比べて0.47ポイント上昇した。

滞納繰越分については、税務署OB職員の配置による滞納処分体制の強化や国民健康保険推進員による納税勧奨による効果もあり、収納率は前年度に比べて0.26ポイント上昇した。

(単位:千円)

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
現年課税分	調 定 額	8,458,181	8,301,957	7,893,560	7,494,052	6,935,566
	収 納 額	7,750,171	7,604,926	7,267,774	6,923,442	6,440,550
	不納欠損額	4,504	48	949	21	142
	収 納 率	91.63%	91.60%	92.07%	92.39%	92.86%
滞納繰越分	調 定 額	3,176,378	2,921,909	2,916,141	2,799,038	2,546,624
	収 納 額	325,640	320,070	395,844	423,049	391,354
	不納欠損額	586,443	347,168	310,025	376,422	463,607
	収 納 率	10.25%	10.95%	13.57%	15.11%	15.37%
全収納率		69.41%	70.61%	70.90%	71.37%	72.05%

## 6 特定健診等の実施状況

生活習慣病の予防を始め、早期発見・早期治療、重症化の予防を図るため、40歳から74歳までの方を対象に、特定健康診査、特定保健指導を実施している。

29年度、前期計画の計画期間満了に伴い、特定健康診査等実施計画(第3期)を策定し、同時期に策定したデータヘルス計画(第2期)と併せて、未受診者対策等を進めていく。

### (1)実施目標 「春日井市特定健康診査等実施計画(第3期)」(平成30年3月策定)より

項目	年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
特定健診目標実施率		38.0%	41.0%	43.0%	45.0%	48.0%	50.0%
特定保健指導目標実施率		24.0%	27.0%	30.0%	33.0%	36.0%	40.0%

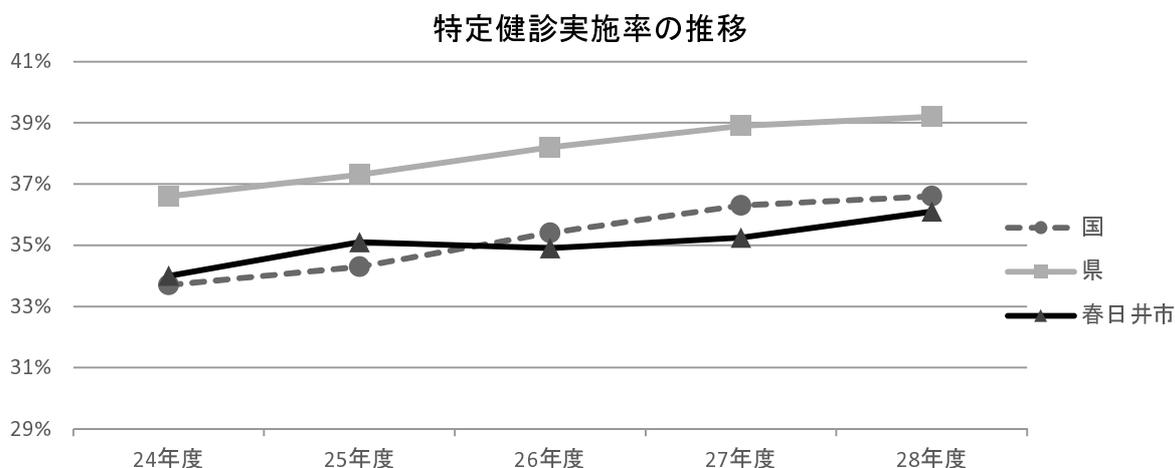
### (2)受診状況

〔市町村国保特定健康診査〕(法定報告ベース)

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度見込	前年度比
春日井市	対象者数①	52,433人	52,480人	52,381人	50,504人	47,432人	45,431人 ▲4.2%
	受診者数②	17,831人	18,415人	18,284人	17,802人	17,127人	15,969人 ▲6.8%
	実施率③	34.0%	35.1%	34.9%	35.2%	36.1%	35.2% ▲0.9%
愛知県の実施率	36.6%	37.3%	38.2%	38.9%	39.2%		
国の実施率	33.7%	34.3%	35.4%	36.3%	36.6%		
春日井市の目標実施率	65%	35%	38%	42%	46%	50%	

※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している方

※ 実施率③の算出方法は、(②÷①)×100

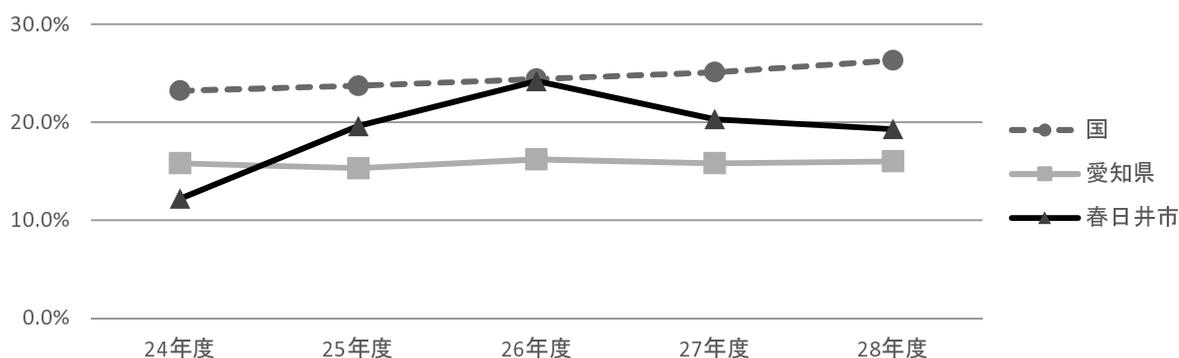


〔市町村国保特定保健指導〕（法定報告ベース）

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度見込	前年度比
春日井市	対象者数							
	積極的支援④	446人	357人	439人	424人	458人	379人	▲17.2%
	動機付支援⑤	1,506人	1,516人	1,577人	1,425人	1,419人	1,374人	▲3.2%
	合計⑥(④+⑤)	1,952人	1,873人	2,016人	1,849人	1,877人	1,753人	▲6.6%
	保健指導利用者数⑦	238人	367人	487人	376人	362人	313人	▲13.5%
実施率⑧	12.2%	19.6%	24.2%	20.3%	19.3%	17.9%	▲1.4%	
愛知県の実施率	15.8%	15.9%	16.2%	16.0%	16.0%			
国の実施率	23.2%	23.7%	24.4%	25.1%	26.3%			
春日井市の目標実施率	45%	20%	25%	30%	35%	40%		

※ 実施率⑧の算出方法は、(⑦÷⑥)×100

特定保健指導実施率の推移(積極的支援+動機づけ支援)



※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している保健指導対象者

※ 「保健指導利用者数」は、4月1日から翌年9月30日まで国保に継続加入している保健指導利用者

(3)受診率向上対策

年度	実施内容
平成22年度	特定健康診査未受診理由等のアンケート調査実施
平成23年度	事業主健診等実施者へ健診結果データ提供依頼開始
平成24年度	保険医療年金課窓口来課者へ口頭受診勧奨開始
平成25年度	特定健診が初めて対象者となる40歳への未受診勧奨訪問開始
平成26年度	特定健診未受診者への架電による受診勧奨及び未受診理由聞き取り実施
平成27年度	特定健診が初めて対象者となる40歳への未受診勧奨訪問（継続）
平成28年度	特定健診未受診者の年代を考慮した勧奨はがきを郵送
平成29年度	特定健診未受診者へのアンケート調査を実施
平成30年度	J R春日井駅のデジタルサイネージを利用した受診勧奨開始

## 7 平成29年度国民健康保険特別会計決算見込

### (1) 歳入

(単位: 千円)

科 目	28年度決算	29年度決算見込	増減額	前年比
1 国民健康保険税	7,346,492	6,831,905	▲ 514,587	▲ 7.0 %
2 国庫支出金	5,714,775	5,764,146	49,371	0.9 %
3 療養給付費等交付金	376,664	216,023	▲ 160,641	▲ 42.6 %
4 前期高齢者交付金	7,280,775	8,147,158	866,383	11.9 %
5 県支出金	1,671,054	1,499,632	▲ 171,422	▲ 10.3 %
6 共同事業交付金	6,911,977	6,748,204	▲ 163,773	▲ 2.4 %
7 繰入金	2,833,994	2,728,619	▲ 105,375	▲ 3.7 %
保険基盤安定繰入金	971,366	949,745	▲ 21,621	▲ 2.2 %
基盤安定保険者支援分	542,339	525,898	▲ 16,441	▲ 3.0 %
財政安定化支援事業	72,485	71,657	▲ 828	▲ 1.1 %
事務費等繰入金	53,348	38,411	▲ 14,937	▲ 28.0 %
出産育児一時金	86,261	71,918	▲ 14,343	▲ 16.6 %
その他繰入金	1,108,195	1,070,990	▲ 37,205	▲ 3.4 %
8 諸 収 入	61,732	630,956	569,224	922.1 %
9 財産収入	0	49	49	
10 繰越金	718,426	0	▲ 718,426	▲ 100.0 %
合 計	32,915,887	32,566,692	▲ 349,195	▲ 1.1 %

被保険者数の減少に伴い、28年度決算額と比較し、保険税を始め多くの科目が減少した。

増額した科目について

2款 国庫支出金は、各市町村国保の状況に応じて国から交付される「調整交付金」の増額により増額となった。

4款 前期高齢者交付金は、交付額の算定基準となる平成27年度の給付費が、高額な肝炎治療薬が保険適用されたこと等により急増したことから増額となった。

8款 諸収入は28年度に交付された「療養給付費等負担金」(2款国庫支出金)の精算により、増額分が交付されたものである。

## (2) 歳出

(単位: 千円)

科 目	28年度決算	29年度決算見込	増減額	前年比
1 総務費	79,172	73,173	▲ 5,999	▲ 7.6 %
2 保険給付費	19,058,994	18,336,619	▲ 722,375	▲ 3.8 %
療養給付費等	16,830,767	16,174,540	▲ 656,227	▲ 3.9 %
高額療養費	2,079,486	2,036,302	▲ 43,184	▲ 2.1 %
出産育児一時金	129,391	107,877	▲ 21,514	▲ 16.6 %
葬 祭 費	19,350	17,900	▲ 1,450	▲ 7.5 %
3 後期高齢者医療支援金	4,188,863	3,923,062	▲ 265,801	▲ 6.3 %
4 前期高齢者納付金	3,123	14,287	11,164	357.5 %
5 老人保健拠出金	111	70	▲ 41	▲ 36.9 %
6 介護納付金	1,427,446	1,330,631	▲ 96,815	▲ 6.8 %
7 共同事業拠出金	7,154,223	6,859,669	▲ 294,554	▲ 4.1 %
8 保健事業費	257,395	240,888	▲ 16,507	▲ 6.4 %
9 諸支出金	166,038	1,200,384	1,034,346	623.0 %
10 基金積立金	580,523	49	▲ 580,474	▲ 100.0 %
合 計	32,915,887	31,978,833	▲ 937,054	▲ 2.8 %

実質収支額	0	587,859	587,859
-------	---	---------	---------

歳入同様に被保険者の減少により各科目の歳出額が減少した。

増額した科目について

4款 前期高齢者納付金は、算定の基準となる平成27年度に給付費が急増したことから大きく増加した。

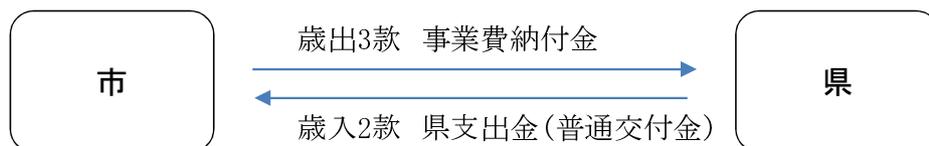
9款 諸支出金は、26年度、27年度に交付された「前期高齢者交付金」及び28年度に交付された「療養給付費等負担金」「退職者医療交付金」の精算により、差額分を返還したものの。

## 8 平成30年度国民健康保険特別会計予算

歳 入

歳 出

(単位:千円)		(単位:千円)	
科 目	予算額	科 目	予算額
1 国民健康保険税	6,171,780	1 総務費	98,801
2 県支出金	18,472,875	2 保険給付費	18,326,951
普通交付金	18,187,651	療養給付費等	16,274,661
特別交付金	285,224	高額療養費	1,912,990
3 繰入金	2,485,825	出産育児一時金	121,800
基盤安定繰入金(軽減分)	898,187	葬 祭 費	17,500
基盤安定繰入金(保険者支援分)	488,888	3 事業費納付金	7,970,820
事務費繰入金	89,201	4 保健事業費	270,336
出産育児一時金	81,200	5 基金積立金	505,882
財政安定化支援事業繰入金	72,485	6 諸支出金	40,000
その他繰入金	855,864	合 計	27,212,790
4 諸 収 入	82,310		
合 計	27,212,790		



### 【歳入】

県単位化に伴い、国庫支出金、前期高齢者交付金等は県単位で算定され、県が交付を受けることになったため、30年度から予算計上なし。

1款 国民健康保険税は被保険者の減少、税率の改定を反映。

あわせて、3款繰入金のうち、法定外の繰入である「その他繰入金」を減額。

2款 療養給付費等、高額療養費に係る費用を普通交付金として県から交付される。

### 【歳出】

県単位化に伴い、後期高齢者医療支援金、共同事業拠出金等は県単位で算定され、県が納付することになったため、30年度から予算計上なし。

1款 総務費 保険証の更新に係る費用を計上。

2款 保険給付費 1人当たりの保険給付費は増額することが予測されるものの、被保険者の減少を見込み減額。

3款 保険給付に必要な額として県から請求された額。

5款 基金積立金 収支の差額を「財政調整基金」に積立てるもの。国庫支出金の精算に伴う返還が生じた場合は、積立金で調整を行う。